

(目的)

第1条 この内規は、福井県防災会議条例(昭和37年福井県条例第41号)第5条の規定に基づき福井県防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条 防災会議の招集は、会長が行なう。

2 会議招集の通知には、会議の日時、場所および議題を附記しなければならない。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席出来ないときは、その代理者を出席させることかできる。

2 委員または代理が共に出席出来ないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議)

第4条 防災会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことが出来ない。この場合前条の第1項の代理出席者は委員とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、会長は、委員の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、防災会議の決議に代えることができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を招集する暇がないと認めるとき。

(2) その他やむを得ない事情により防災会議を招集することが出来ないとき。

(専決処分)

第5条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することが出来ないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 前項の規定により、会長が専決処分することができる事項は、別記のとおりとする。

3 会長は、第1項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告し、承認を求めなければならない。

(異動等の報告)

第6条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第5項第1号より第4号までおよび第7号の委員が異動等により変更があった場合は、後任者は、その職、氏名および異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

附 則

この内規は、昭和37年10月25日より適用する。

附 則

この内規は、平成15年2月6日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年 月 日から施行する。

(別記)

- 1 福井県地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。(法14)
- 2 災害に関する情報を収集すること。(法14)
- 3 災害応急対策および災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。(法14)
- 4 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。(法14)
- 5 市町防災会議の共同設置または不設置の承認について、知事に意見を具申すること。
(法16)
- 6 関係機関の長に対し、資料または情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。(法21)
- 7 市町地域防災計画の修正について、知事に意見の具申をすること。(法42)
- 8 福井県地域防災計画の軽微な修正または資料編の修正に関すること。